障害保健福祉関係主管課長会議 H18.6.26 資料4

# 事業者指定事務について

### 資料目次

(指)	E事務関連)	頁
•	平成18年9月までの指定事業者に係る10月以降の指定の取扱いについて	1
•	グループホーム・ケアホームの事業者指定の取扱いについて	5
•	就労継続支援事業の名称見直しについて	_
(指定	E内容関連)	
•	社会事業授産・生活保護授産の特別措置の取扱いについて	1 2
•	経過的給付(ケアホームとホームヘルプの併給)の取扱いについて	
•	ケアホームにおいて、ホームヘルプを外部委託する場合における生活支援員の算定方法について	
•	地域移行型ホームの取扱いについて	16
•	サービス管理責任者の兼務の取扱いについて	18
•	複数種類の事業を組み合わせて実施する場合(多機能型)に係る指定の主なポイント	2 0
•	障害者支援施設の事業者指定のイメージ(案)	2 6
(報酬	♥ ♥ ♥	
•	日中活動と施設入所支援の報酬の算定について	28
•	入所施設における外泊等の場合の本体報酬の算定について	2 9
•	外部の日中活動を利用する場合の補足給付の取扱い	3 0
(その	<b>9他</b> )	
•	障害者福祉サービス及び障害者支援施設の会計処理上の留意点について	3 1

### 平成18年9月までの指定事業者に係る10月以降の指定の取扱いについて①

#### ■ 旧法指定施設について

- 旧法指定施設については、法附則第20条の規定に基づき、障害者支援施設の指定があったものと みなされるため、新規の指定は不要。
- 指定の有効期間 平成24年3月31日までとする。
- 変更等の届出の取扱い

原則として従前の支援費制度における届出等と同様とするが、新体系への移行に伴う事業の廃止であっても指定の辞退届及び事業の廃止届を提出させるものとする。

なお、その場合においては、指定の辞退又は廃止の理由に、新体系への移行に伴うものである ことを明記する。

○ サービス種別変更等の取扱い

サービス種別の変更は認められない。

実施主体が変更となった場合についても、旧法指定施設として従前どおり運営できる。

○ 10月1日までの施設設置が間に合わなかった場合の取扱い

9月30日までに旧体系に基づく指定を受ける前提で国庫補助採択を受け、施設整備を進めていたものの、事業者の責に帰すことのできないやむを得ない事情により設置が間に合わなかった場合には、都道府県の判断において、旧法指定施設として運営できることとして差し支えない。

# 平成18年9月までの指定事業者に係る10月以降の指定の取扱いについて②

- みなし指定障害福祉サービス事業者について ※ グループホームの取扱いについては別資料に記載
  - みなし指定事業者の取扱い

9月30日までのみなし指定障害福祉サービス事業者については、10月1日から新たな指定が必要。このため、指定申請が必要であるが、この場合における添付資料等の扱いについては、各都道府県等において、適宜省略する等の取扱いを行うことは差し支えない

なお、9月30日をもって事業を廃止する場合は、廃止届を提出する必要はない※。

- ※ 事業継続の意思確認のため、各都道府県等において運用上廃止届の提出を求めることは差し支えない。
- なお、具体的な事業に係る留意点については、以下のとおり。
  - ① 短期入所事業者

日中ショートが10月1日から地域生活支援事業へ移行することに伴い、日中ショートのみを行っている事業所で、引き続き短期入所事業を行う事業所については、通常のショート事業を行う事業所となる。このため、通常の短期入所事業を行うために必要な申請事項が必要となることに留意されたい。

② 児童デイサービス事業者

10月1日から児童デイサービスに関して新指定基準が施行されることに伴い、各自治体においては、申請を行う事業者が、新指定基準を満たす事業者であるか、経過措置対象事業者であるか、申請時に把握する必要があることに留意されたい。

③ 指定居宅介護事業者

指定居宅介護事業者については、指定重度訪問介護事業者とみなされることから、これら二つの事業を 併せて行う場合は、指定居宅介護事業の申請のみを行えばよい(指定重度訪問介護事業のみを行う場合に のみ、指定重度訪問介護事業の申請を行う必要がある)。

## 平成18年9月までの指定事業者に係る10月以降の指定の取扱いについて③

- 4月以降に指定を受けた事業者について ※ グループホームの取扱いについては別資料に記載
  - 4~9月までに指定を受けた事業者の取扱い 本年4月から9月までの間に新たに指定を受けた事業者については、有効期間が指定の日から6年となるため、10月1日以降も新たな指定申請は必要ないが、事業の内容等が変更されるものについては、以下のとおりの留意が必要となる。
  - なお、具体的な事業に係る留意点については、以下のとおり。
    - ① 短期入所事業者

日中ショートが10月1日から地域生活支援事業へ移行することに伴い、日中ショートのみを行っている事業所で、引き続き短期入所事業を行う事業所については、通常の短期入所事業を行うことが必要となるため、運営規程等関係する事項の変更届の提出が必要となることに留意されたい。

また、通常ショート及び日中ショートを併せて行っている事業所についても、日中ショートの定員の削除に関する運営規程の変更届の提出が必要となることに留意されたい。

② 児童デイサービス事業者

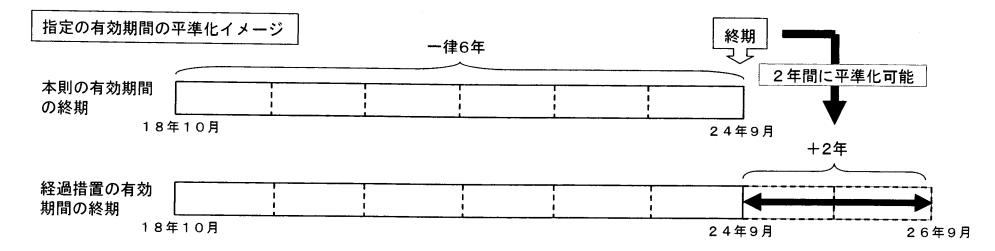
10月1日から新指定基準が施行されることに伴い、事業者は新指定基準に基づいた人員配置に変更を行った時点で、その旨を記載した運営規程の変更届の提出が必要となることに留意されたい(届出がない場合は経過措置対象事業者となる)。

③ 指定居宅介護事業者 指定居宅介護事業者については、指定重度訪問介護事業者とみなされることとなることに留意されたい。

# 平成18年10月における事業者指定の有効期間に係る経過措置について

障害者自立支援法における事業者指定の有効期間は6年であるが、平成18年10月の指定時においては、 当該指定に係る更新時期を平準化できるよう、6年から8年の範囲内で都道府県が指定の有効期間を事務的に 割り振ることが出来る経過措置を講じる。

- ■対象となる指定の種類(平成18年10月1日から指定の有効期間が始まるものに限る。)
  - 〇 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者の指定 (現行居宅サービス事業者のみなし指定の更新、現行指定事業者の新体系サービスへの移行、新規参入のいずれも対象) ※ 旧法指定施設のみなし指定には適用なし。また、障害児施設の指定には経過措置を講じない。
- ■都道府県における運用の例 (平準化の実施の有無及び実施する場合の方法は任意)
  - 割り振る期間
    - ・6年1か月から8年の各月(24か月)に割振り
    - ・6年から8年の各年単位(3年)に割振り
    - ・6年から7年の各月(13か月)に割振り 等
  - 〇 定める方法
    - ・都道府県の事業者指定規則において運用年数等を定めた上、個々の事業者ごとに指定通知において有効期間を定める。



### グループホーム・ケアホームの事業者指定の取扱いについて

#### 1 事業者指定のポイント

- グループホーム・ケアホームについては、平成18年10月1日以降、個々の住居ではなく、一定の範囲に所在する住居全体を一の事業所として捉え、サービスの種類及び事業所ごとに指定を行う。
- 事業としての最低定員は4人以上で、1住居の最低定員は2人以上。
- 世話人、生活支援員、サービス管理責任者の配置基準については、事業全体の利用者数及び障害程度区分に応じて設定。

#### 2 事業者指定事務について

#### **◆** ケアホームについて

- 〇 平成18年10月1日から施行される事業であり、現在のグループホームの実施の有無にかかわらず、新規の申請が 必要となる。(変更届による対応は不可)
- 法附則第10条の規定により、グループホームの指定を受けたものとみなされた事業者の場合、その有効期間が平成 18年9月30日までであることから、ケアホームに移行する場合、グループホームの廃止届を提出する必要はない。
- 〇 平成18年4月~9月に新たにグループホームの指定を受けた事業者については、指定の日から6年の有効期間が 設定されていることから、グループホームからケアホームに移行する場合には、グループホーム事業の廃止届を提出 すること。

#### **◆** グループホームについて

- 法附則第10条の規定により、知的障害者地域生活援助の指定を受けていた者又は精神障害者地域生活援助事業を 行っていた者については、平成18年9月30日までの間、グループホームの指定を受けたものとみなされているが、 平成18年10月1日以降、事業を継続する場合は、改めて指定申請を行い、指定を受ける必要がある。
- 〇 平成18年4月~9月までの間、新規に指定を受けた事業者については、指定の有効期間が6年間であることから、 新規の申請は必要ないが、事業者は平成18年10月1日までに新たな指定基準に基づき人員配置の変更を行った時点 で、その旨を記載した運営規程等に係る変更届を提出すること。
- 〇 平成18年10月1日以降、住居を単位とする指定から、一定範囲内の地域内に存する複数の住居を一の事業所として指定する取扱いになることから、個々の住居をみれば、すでに自立支援法での指定を受けている住居、新規に指定を受ける住居が混在し、一つの事業所として運営するケースが考えられる。この場合の具体的な取扱いについては、別紙を参照。

# 3 ケアホーム対象者とグループ対象者を同時に受け入れる場合の取扱いについて

#### ◆ 指定基準について

○ グループホーム及びケアホームとして、それぞれの指定が必要となる。 ただし、添付書類等の取扱いについては、都道府県において、適宜省略する等の取扱いを行うことは差し支えない。 また、それぞれの指定基準は、下記のとおりとする。

#### 【人員基準】

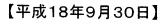
	管理者	サービス管理責任者	世話人	生活支援員
グループホーム グループホームとケア ホームの兼務可	グループホーム対象者とケ			
	ホームの兼務可	ゲータボーム対象者の合計数に 対し、30対1で配置	ケアホーム対象者の合計 数に対し、6対1で配置	ケアホーム対象者に対 し、生活支援員を配置

#### 【設備基準】

	事業の最低定員	生活単位(ユニット)の定員	1住居当たりの定員	
グループホーム	グループホーム対象者及 びケアホーム対象者の合 計数で4人以上	グループホーム対象者とケ	グループホーム対象者とケアホーム対象者の合計数について ①新規建物の場合:2~10人まで	
ケアホーム		アホーム対象者の合計数で 2~10人まで	②既存建物を活用する場合:2~20人まで (ただし、都道府県が特に必要であると認めた場合:30人まで)	

### 別紙:事業者指定事務の具体的な取扱い

(例1)住居Aが平成18年3月31日以前からグループホームを実施しており、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者のみを受け入れる場合



【GH事業所】

①共同生活 住居A (みなし指定)



※ GHの廃止届は不要

【平成18年10月1日】 【GH事業所】

> ①共同生活 住居A

(例2)住居Aが平成18年3月31日以前からグループホームを実施しており、平成18年10月1日以降、ケアホーム対象者のみを受け入れる場合

【平成18年9月30日】

【GH事業所】

①共同生活 住居A (みなし指定)



※ GHの廃止届は不要

【平成18年10月1日】 【CH事業所】

> ①共同生活 住居A

(例3)住居Aが平成18年4月1日以降にグループホームを実施しており、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者のみを受け入れる場合

【平成18年9月30日】

【GH事業所】

①共同生活 住居A (4~9月指定)



【平成18年10月1日】

【GH事業所】

①共同生活 住居A

(例4)住居Aが平成18年4月1日以降にグループホームを実施しており、平成18年10月1日以降、ケアホーム対象者のみを受け入れる場合

【平成18年9月30日】

【GH事業所】

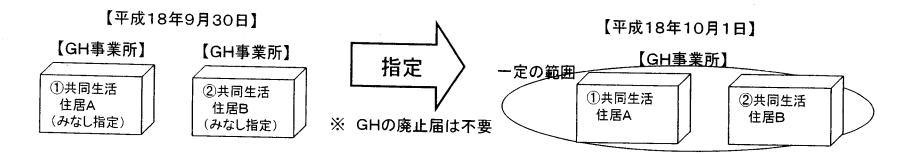
①共同生活 住居A (4~9月指定)



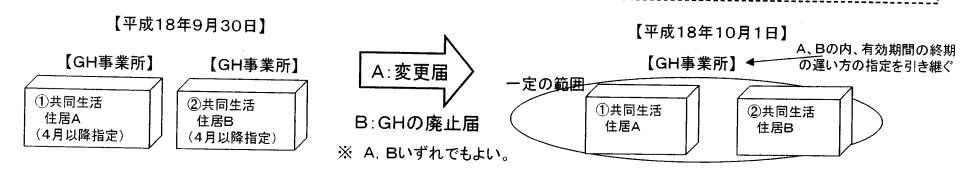
【平成18年10月1日】

【CH事業所】

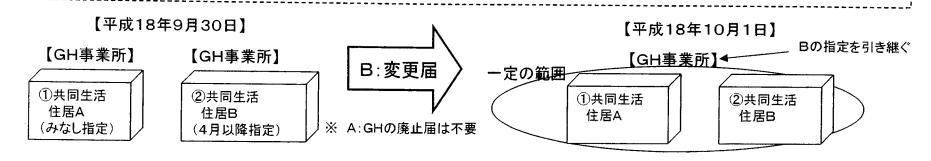
①共同生活 住居A (例5)住居A・Bともに、平成18年3月31日以前からグループホームを実施しており、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者のみを受け入れる場合



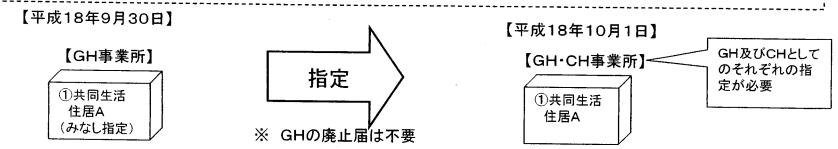
(例6)住居A・Bともに、平成18年4月1日以降にグループホームの指定を受け、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者のみを受け入れる場合



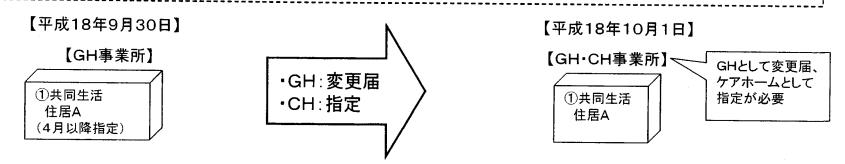
(例7)住居Aは、平成18年3月31日以前からグループホームを実施し、住居Bは、平成18年4月1日以降にグループホームの指定を受け、平成18年10月1日 以降、グループホーム対象者のみを受け入れる場合



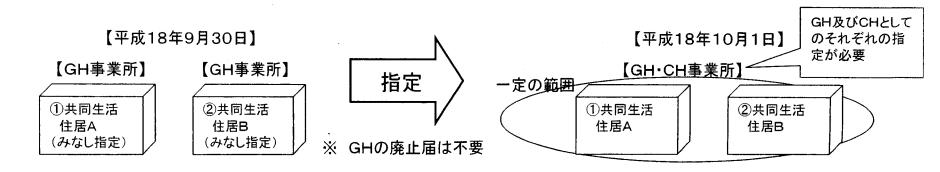
(例8)住居Aは、平成18年3月31日以前からグループホームを実施しており、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者及びケアホーム対象者を受け入れる場合



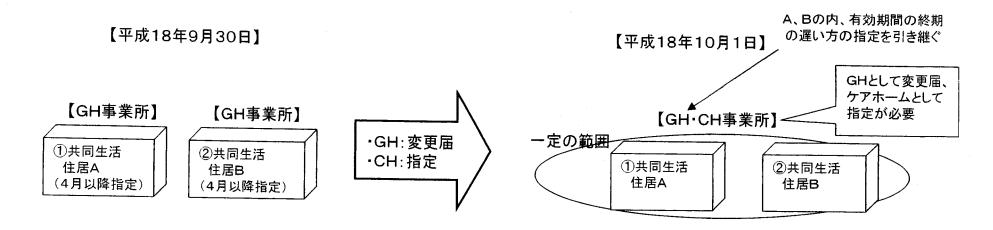
(例9)住居Aは、平成18年4月1日以降からグループホームを実施しており、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者及びケアホーム対象者を受け入れる場合



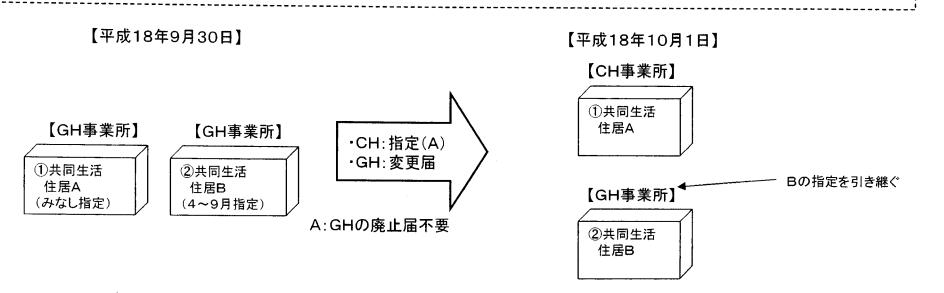
(例10)住居A・Bともに、平成18年3月31日以前からグループホームを実施しており、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者及びケアホーム対象者 を受け入れる場合



(例11)住居A・Bともに、平成18年4月1日以降にグループホームの指定を受け、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者及びケアホーム対象者を受け入れる場合



(例12)住居Aは、平成18年3月31日以前からグループホームを実施し、住居Bは、平成18年4月1日以降にグループホームの指定を受け、平成18年10月 1日以降、住居Aはケアホーム対象者のみ、住居Bはグループホーム対象者のみを受け入れる場合



# 就労継続支援事業の名称見直しについて

就労継続支援事業の「雇用型」、「非雇用型」という名称については、以下のとおり改めることとする。

就労継続支援(雇用型) → 就労継続支援(A型)

就労継続支援(非雇用型)→ 就労継続支援(B型)

### 社会事業授産・生活保護授産の特別措置の取扱いについて

#### 【平成18年度の取り扱い案】

- 1 4月~9月の取り扱い現行どおり
- 2 10月以降の取り扱い 以下のいずれかを選択して実施
  - ア 障害者自立支援法に基づく基準該当障害福祉サービス(就労継続支援B型に限定) を提供する基準該当事業所
  - イ 障害者自立支援法に基づく指定サービス事業者
- 3 留意点
  - ア 経過措置がないことから、現状の利用者は、18年10月までに支給決定を受ける必要があること。
  - イ 基準該当福祉サービス事業を実施する場合、事業者指定は要しないが、支給申請先 の市町村に当該事業所を登録する等、連携を密にする必要があること。
    - → 登録の有無やその様式は市町村の任意であるが、障害福祉サービス事業者指定 申請様式に準ずる等、適宜対応されたい。
  - ウ 18年10月から利用者負担が発生すること(通所サービスに係る全ての減免措置の対象)。

# 【就労継続支援(B型)基準該当事業所の最低(指定)基準(案)】

### 1 人員に関する基準

- ① 当該事業所(基準該当事業所利用者を含めた全利用定員)において、社会福祉法及び生活保護法に基づく授産施設の職員配置基準を満たしていること。
- ② サービス管理責任者 当該事業所ごとに、従業者のうち1人以上を配置(サービス提供職員との兼務可)。
- 2 設備に関する基準 社会福祉法及び生活保護法に基づく授産施設の設備基準を満たしていること。
- 3 報酬単価(案) B型の報酬単価を基礎として、現状の社会事業授産・生活保護授産にかかる措置費の 状況を踏まえ設定する。
- 4 目標工賃の設定・届出について 目標工賃の設定・届出義務は、課さない。 ⇒ 目標工賃達成加算は適用しない。

# 経過的給付(ケアホームとホームヘルプの併給)の取扱いについて

#### 指定基準について

- ケアホームとホームヘルプを併せて利用する事業所(経過的居宅介護利用型共同生活介護事業所)の場合、ケアホームの指定基準は下記のとおりとする。
  - ① 平成18年9月30日現在、グループホームを実施している事業者であり、生活支援員を確保することが困難
  - ② 当該事業所にホームヘルプ利用者が1人以上いて、その者が平成18年10月1日以降引き続き入居していること
  - ③ サービス管理責任者は配置しないことができる。(世話人と管理者を配置)
  - ④ 経過的給付の期限は、平成20年3月31日まで(1年間半)
- ※ 事業者は、経過的給付を選択する場合、入居者の同意が必要。

#### 報酬について

- 障害程度区分にかかわらず、全ての入居者が経過的給付の対象(報酬:142単位/日)
- グループホーム対象者及び新規入居者についても同様
- 加算及び減算については、小規模事業加算、自立生活支援加算、大規模住居減算は対象とする。

#### 留意事項

- 事業者が経過的給付を選択した場合、サービス管理責任者を配置しないことができるが、その場合、サービス 管理責任者が行うこととされている業務については、下記のとおりとする。
  - ① 個別支援計画については、作成しなくても良いこととする。(居宅介護部分については、ホームヘルプ事業者が計画を作成)
  - ② 利用者に対するサービス内容の検討や他の指定障害福祉サービス等の利用状況の把握、日中活動先との連絡及び調整などの業務については、管理者の業務とする。